



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 南方連絡事務所報告（報告）（8.42.52.衆議院沖特委質疑応答   外務省外交史料館レファレンス番号：H220598）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(2)No.1   公開日：平成22年11月26日   外務省外交史料館管理番号：A'.3.0.0.7-1(63)   CD・DVD番号：H22-004
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43509">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43509</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

8.  
8.52  
象院冲特奇質疑心答

北米局長  
総南連第1411号  
昭和42年6月1日

外務省北米局長 殿  
(総理府特別地域連絡局長 殿)

那覇日本政府南方連絡事務所長

5月2日の衆議院沖特委員会における質疑応答に関する件  
昭和42年5月19日付総特第1866号に基づく5月2日の  
衆議院沖繩問題等特別委員会会議録(第5号)の質疑応答の内容  
等に関し、御参考までに次のとおり報告する。

記

1 米軍人、軍属による犯罪発生件数調について

中谷委員の質問に係る1966年の外人事件犯罪発生件数に  
ついては、すでに昭和42年5月9日付総南連第1171号で  
報告したところであるが、日弁連報告書59頁に掲載された米  
軍犯罪統計表は日弁連高橋 融 調査団員が沖繩人権協会から入  
手した資料によるものと思われる。

この沖繩人権協会の資料は、沖繩人民党 古堅 実吉 (立法院

議員)が行政法務委員会の名で琉球警察局に対し提出方要求した  
公式文書に基づいて作成したものであり、当事務所においても当  
該人権協会の資料(写)を入手したので参考までに末尾に添付す  
る。

2 米民政府裁判所刑事訴訟規則について

(対 昭42.5.18 総特第1775号)

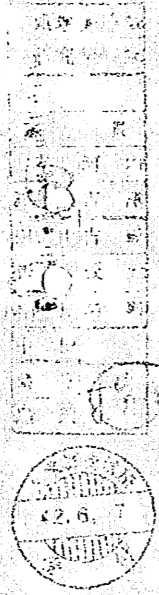
(1) 前記中谷委員の質問に係る米民政府裁判所刑事訴訟規則につ  
いては、すでに昭和41年10月17日付事務連絡第267号  
をもつて貴職(総理府特別地域連絡局長)あて英文および同翻  
訳文をそれぞれ1部送付したところである。

(2) 同刑事訴訟規則の公表の有無について米国民政府当局に対し  
非公式に照会したところ、民政府法制部長アーヴィング・アイゼ  
ンスタイン氏は当該規則はすでに日本政府(外務省)、琉球政  
府その他弁護士等法曹関係者にも送付しており、公表されたも  
のであると述べていた。

(3) 昭和42年5月18日付総特第1775号に係る調査の件(布  
令第144号と民政府裁判所刑事訴訟規則との関係)につい  
て当事務所事務官が前記アイゼンスタイン氏に質問したところ、  
これについての同氏の回答は次のとおりであった。

(ア) 民政府裁判所刑事訴訟規則は1958年7月21日付民政  
府布告第8号(米国民政府刑事裁判所)第6条の規定により、

不  
明  
な  
点  
が  
あ  
ら  
う



米国民政府上訴審裁判所が作成し、公布し、従前の刑事訴訟手続規則にとつて代つたものである。本規則は1963年3月6日、沖縄、那覇において首席裁判官 ラッセル、L. スティブンス、裁判官 シラル、E. モリソン および裁判官 ジョン・P. キングの3名が署名し、公布したもので、布令第144号(刑法並びに訴訟手続法典)第3章訴訟手続1. 3. 1を廃止(削除)するにあつては、すでにこの規則は公布されており、従来の訴訟手続規則を改正して統一したものである。

(イ) 前記布令144号第3章1. 3. 1の廃止以前の訴訟手続については、1958年7月20日以前は1951年の合衆国軍法会議提呈に示された訴訟手続があり、1958年7月21日以後は現在の刑事訴訟規則改正前の米国民政府刑事裁判所訴訟手続規則があり、これらの規則によつて訴訟審理が進められてきた。

(ウ) したがつて、現在は1963年3月6日公布の米国民政府裁判所刑事訴訟規則によつて訴訟審理が進められている。

(4) なお、昭和42年5月6日付総南連第1153号をもつて照会(進達)した内容のうち、中谷鉄也議員が問題としているのは、「米国民政府裁判所刑事訴訟規則」であることが昭和42年5月18日付総特第1775号の貴局公信および会議

録によつて判明し、現地新聞報道掲載の内容が誤つていることが明らかであるので、この点前記往信の一部を修正のうえ、本信をもつて補足する。

### 3 料亭放火事件の概要等について

帆足委員の質問に係る「一流の料亭を焼いてしまつたというよなことを県人会長から聞いたが、そのことの概要も伺つておきたい云々」については、昨年5月発生の那覇市内料亭「那覇」の外人兵による放火事件を指すものと思われるので、当該事件の概要を次のとおり報告する。

#### (1) 発生日時

昭和41年5月14日 午前6時50分頃

#### (2) 発生場所

那覇市上之蔵町2の67 那覇会館

#### (3) 被害者

上記那覇会館 経営者 上江洲 幸子

#### (4) 被害額(那覇警保安課の調査)

62,283ドル56セント

#### (5) 被疑者

氏名 BENKNER, THOMAS, D

階級 AI/O (空軍 一等兵)

所属部隊 82 FIGHTER INTER GIPT

(6) 犯行状況 (琉球警察がC I D調査から確認した事件概要)

被疑者は5月13日午後11時40分ごろから、同部隊の兵隊2名と共に那覇市波之上のバー附近で飲酒、更に友人3名とともに同市辻町のバー「ニューフロンティア」に回つて翌14日午前5時頃まで飲酒。その後単独店を出て被害現場(料亭那覇会館)に行き、雨戸をあけ(施錠してなかった)、内部に侵入、その後2階に上り、各部屋をあけて見て後、2階の帳場でマッチを探し集め、同帳場にあつたローソク5〜60本のうち1本を取り出し、短く折つて点火し放火したものである。

(7) 捜査経過

前同日午前6時55分頃受持の西武門巡査派出所の玉城正幸巡査および山川巡査が那覇会館住込みコックの大城宗広(24才)から電話で「那覇会館にハンマーとノコを持つた外人がはいつてきて暴れそうだからすぐ来て下さい」との連絡を受け、現場に急行した。前記両巡査が現場到着直後、容疑外人は見当らなかつたが、間もなく玄関入口の物置小屋の中から女の着物をつけた外人が出てきたので玉城巡査が英語で職務質問をしたところ、急訴した大城宗広は玄関から「

2階が火災だ」と知らせてきたので、当該外人を重要参考人として連行取調べた。身体捜査の結果、同外人は那覇会館のマッチ3筒をポケットに所持しており、容疑濃厚となつたので、直ちに琉球警察(那覇警察署)ではC I Dに連絡。C I Dが取り調べたところ、犯行を自供した。

(8) その他

(7) 本事件についての裁判処理状況を琉球警察本部に内々照会したが、琉球警察が米民政府(以下「USCAR」という。)公安局を通じ米軍側に照会方依頼したところ、5月31日、USCAR公安局から琉球警察本部に対し本件処理結果については正式通報しない旨回答があつたとのことである。(注)

(注) 当該放火事件の概要については当事務所職員が所轄那覇警察署捜査課で自主活動により内々調査したものであるものであり、裁判状況について琉球警察本部長の了解を得て警察本部捜査課の必要に基づいて照会方依頼したところ、USCAR公安局から当該捜査課に対し正式通報しない旨回答があつた上、本件について日本政府南方連絡事務所から調査依頼がありとすれば琉球政府は外交権がないので、日本政府に直接情報を提供してはならない旨注意があつたとのことである。したがつて、本件処理結果については琉球警察本部が

ら正式回答は得られなかつたが、同本部の某捜査幹部が内々軍当局から入手した情報によりは據している限りでは、本件被疑者 BENKNER, THOMAS, D 空軍一等兵に対し 階級剥奪、除隊の処分がなされただけで裁判にはかけられていないとのことであつた。以上の経緯等もあるので、貴局におかれての取扱い上、情報出所源および琉球政府に対する照会事実については外務発表は差し控えていただきたく、本件は当事務所の独自調査によるものとしてご配慮願いたい。

- (1) 損害賠償請求については当事務所職員が被害者の母上江洲文子から聴取したところによれば、昨年7月頃、米側に対し被害総額7万8千ドル余の請求をしたが、米本国関係当局およびUSOAR司法部係官がそれぞれ2回ほど現場調査に見て、復旧後の建築写真も撮影し関係書類を作成したものの、賠償額について未決定で解決していないとのことである。

本信写送付先

外務省北米局長

警察庁警備局長

理 解

外人事件の犯罪別、年度別発生件数概算 (自 1955年) 沖縄人権協会作成  
1967年4月14日

罪 種	53年	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66
凶 悪 犯	68	26	34	29	36	50	49	69	84	83	93	77	68	127
殺 人	0	0	1	1	1	0	0	1	3	1	1	0	1	2
強 盗 火	49	17	17	20	28	40	38	51	66	50	60	55	55	101
強 盗 森	6	2	4	1	0	3	2	4	4	4	4	5	4	7
粗 暴 犯	13	7	12	7	7	7	9	13	11	28	28	17	10	17
暴 行	149	108	140	126	90	164	204	186	232	229	215	188	207	319
暴 行 害	50	32	55	62	26	75	98	88	106	115	109	83	111	164
暴 行 害 死	71	63	65	59	51	76	96	87	111	95	94	95	75	124
脅 迫	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
脅 迫 喝	20	6	15	3	10	12	10	10	12	15	12	10	18	29
恐 喝	8	7	5	2	3	1	0	1	2	0	0	0	3	1
盜 犯	44	37	84	89	87	150	211	277	261	300	239	227	274	274
盜 犯 物	44	37	84	89	87	150	211	277	261	300	239	227	274	274
贓 物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
能 犯	28	29	22	37	33	59	54	95	112	220	189	173	196	229
詐 欺	28	29	22	37	33	59	54	95	112	220	189	173	196	229
領 領	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2
造 造	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
造 造 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遺 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遺 任 犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遺 任 犯 過失	3	5	1	1	1	3	1	4	1	2	5	0	3	4
業務上過失致死傷	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
その他の過失	2	4	1	1	3	1	4	0	0	2	5	0	3	4
そ の 他	92	74	144	157	147	198	217	267	278	283	329	294	302	454
賭 博	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賭 博 胎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
胎 胎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
胎 胎 つ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公務執行妨害	0	0	6	2	6	9	10	10	13	10	15	9	13	7
住居侵入	17	9	20	14	11	15	25	7	12	14	24	28	24	14
器物毀損	70	55	110	133	127	168	177	243	248	241	279	235	252	407
そ の 他	5	10	8	18	3	6	4	5	4	4	17	10	21	25
合 計	384	279	425	449	394	624	688	832	984	1,078	1,151	973	1,005	1,407

- 説明 1 この資料は、「琉球政府」警察局が「琉球政府立法院」に提出した公式の報告文書による。とづいて、整理、作成したものである。
- 2 警察局の報告文書には、次のようを説明がなされてゐる。
- △ 罪種別は、各犯罪の未遂罪は既遂罪として計上し、強盗殺人は殺人に、強盗強姦は強姦に計上した。その他の欄の「その他」は、本統計表記載以外の犯罪を計上してあり、特殊な投獄事件等も含まれてゐる。
  - △ 本統計のとり方は、琉球警察犯罪統計規程に準拠してある。
- 3 標題の「外人事件」といふのは、沖縄県民を被害者とする米軍人軍属による刑事事件のことである。
- 4 この表の件数はあくまでも実数ではない。殺人事件でも、明らかに米軍人による犯罪だと信じられていても、被害されず、確定的となつてゐないような事件は件数に含まれてない。
- 5 この資料は、沖縄人民党古堅「立法院」議員の責任において作成した。